アンシラリーサービス費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

二～五　［略］

5・6　［略］

第十三条　事業者は、原価算定期間における当該事業者の指定旧供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに接続供給に係る電気であって、当該事業者の指定旧供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電用の電気工作物の発電に係るものを当該事業者が受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用（以下「振替損失調整額」という。）並びに当該事業者がその一般送配電事業等を行うために使用する電気に係る費用を算定し、送配電非関連可変費に控除する額として整理しなければならない。

2　［略］

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第二十二条　事業者は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第四十条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあっては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一～六　［略］

2～11　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の一部改正）

第八条　みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成二十八年経済産業省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（部門別収支の整理等） **第二条**　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）を除く。以下「事業者」という。）は、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う全ての事業に係る収益及び費用について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式に整理しなければならない。 **別表第１**（第２条関係） 事業者に係る部門別収支配分基準 3．　［略］ (1)　［略］ (2)　次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。	（部門別収支の整理等） **第二条**　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）を除く。以下「事業者」という。）は、改正法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う全ての事業に係る収益及び費用について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式に整理しなければならない。 **別表第１**（第２条関係） 事業者に係る部門別収支配分基準 3．　［略］ (1)　［略］ (2)　次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。